

中国四国整備局 緑資源機構分収造林契約 新規契約箇所一覧（平成18年度）

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) *注1	契約面積 (ha)	選定基準*注2	重点化基準*注3	B/C*注4	備考 (重点化基準の具体的内容)
1	鳥取県八頭郡若桜町	9	㊦	①	3.01	(千代川流域)
2	鳥取県日野郡日南町	5	㊦	①②	3.32	(①日野川流域 ②菅沢ダム)
3	島根県松江市 (八束郡八雲村)	18	㊦	③	2.32	(日吉台サニーハイツ簡易水道)
4	島根県浜田市 (那賀郡弥栄村)	10	㊦	②	3.28	(御部ダム)
5	島根県浜田市 (那賀郡金城町)	15	㊦	②	3.26	(大長見ダム)
6	島根県益田市 (美濃郡匹見町)	20	㊦	①	3.08	(高津川流域)
7	島根県益田市 (益田市)	10	㊦	①③	3.08	(①高津川流域 ③小野簡易水道)
8	島根県益田市 (美濃郡匹見町)	14	㊦	①③	3.08	(①高津川流域 ③日の里簡易水道)
9	島根県大田市 (大田市)	12	㊦	③	3.08	(川合東部簡易水道)
10	島根県安来市 (能義郡広瀬町)	28	㊦	②③	2.77	(②布部ダム ③西谷簡易水道)
11	島根県江津市 (江津市)	19	㊦	①	3.16	(江の川流域)
12	島根県雲南市 (飯石郡掛合町)	6	㊦	③	2.89	(須佐簡易水道)
13	島根県雲南市 (飯石郡三刀屋町)	28	㊦	①③	3.86	(①斐伊川流域 ③木次三刀屋水道企業団下熊谷第一水源地)
14	島根県雲南市 (飯石郡掛合町)	14	㊦	①③	2.89	(①斐伊川流域 ③入間簡易水道)
15	島根県八束郡東出雲町	28	㊦	③	2.79	(須田・内馬簡易水道)
16	島根県邑智郡美郷町 (邑智郡邑智町)	15	㊦	①③	2.83	(①江の川流域 ③川本町簡易水道)
17	島根県邑智郡美郷町 (邑智郡邑智町)	14	㊦	①③	2.80	(①江の川流域 ③寺谷簡易水道)
18	島根県邑智郡美郷町 (邑智郡邑智町)	38	㊦	①③	2.85	(①江の川流域 ③粕洲・浜原簡易水道)
19	島根県邑智郡邑南町 (邑智郡瑞穂町)	17	㊦	①②	2.81	(①江の川流域 ②浜原ダム)
20	島根県邑智郡邑南町 (邑智郡石見町)	8	㊦	①③	2.84	(①江の川流域 ③桜江簡易水道)
21	島根県邑智郡邑南町 (邑智郡瑞穂町)	10	㊦	①③	2.84	(①江の川流域 ③矢上簡易水道)
22	島根県鹿足郡津和野町 (鹿足郡津和野町)	7	㊦	①	2.89	(高津川流域)
23	島根県鹿足郡津和野町 (鹿足郡日原町)	11	㊦	①	2.92	(高津川流域)
24	島根県鹿足郡吉賀町 (鹿足郡柿木村)	15	㊦	①③	2.93	(①高津川流域 ③福川簡易水道)
25	広島県三次市 (双三郡布野村)	11	㊦	①②	2.07	(①江の川流域 ②浜原ダム)
26	広島県三次市 (双三郡君田村)	6	㊦	①②	2.06	(①江の川流域 ②扇谷農業用ため池)
27	広島県庄原市 (比婆郡西城町)	13	㊦	①	2.09	(江の川流域)
28	広島県庄原市 (比婆郡高野町)	92	㊦	①③	2.71	(①江の川流域 ③高野町簡易水道)
29	広島県山県郡北広島町 (山県郡豊平町)	12	㊦	①	2.05	(江の川流域)
30	広島県山県郡北広島町 (山県郡芸北町)	16	㊦	①②④	2.24	(①太田川流域 ②王泊ダム ④広島市(平成6年))
31	広島県神石郡神石高原町 (神石郡油木町)	6	㊦	①④	2.44	(①高梁川流域 ④倉敷市(平成6年))
32	山口県山口市 (山口市)	20	㊦	①③	3.01	(①厚東川～佐波川流域 ③木崎水源地)
33	山口県萩市 (阿武郡田万川町)	11	㊦	③	2.95	(江崎上水道水源地)
34	山口県萩市 (阿武郡旭村)	7	㊦	②	3.01	(佐々並川ダム)
35	山口県周南市 (徳山市)	6	㊦	①	2.96	(錦川流域)
36	山口県周南市 (徳山市)	12	㊦	①	2.96	(錦川流域)
37	徳島県阿波市 (阿波郡市場町)	24	㊦	①③④	2.83	(①吉野川流域 ③阿波市上水道 ④高松市・徳島市(平成13年))
38	徳島県美馬市 (美馬郡脇町)	9	㊦	①③④	2.83	(①吉野川流域 ③切久保集落水道, 坊僧池, 別所簡易水道 ④高松市・徳島市(平成13年))
39	徳島県三好市 (三好郡池田町)	32	㊦	①③④	2.85	(①吉野川流域 ③三縄ダム ④高松市・徳島市(平成13年))
40	徳島県三好市 (三好郡三野町)	5	㊦	①③④	2.51	(①吉野川流域 ③三野町簡易水道 ④高松市・徳島市(平成13年))
41	徳島県三好市 (三好郡西祖谷山村)	8	㊦	①②④	2.84	(①吉野川流域 ②若宮谷ダム ④高松市・徳島市(平成13年))
42	徳島県那賀郡那賀町 (那賀郡木沢村)	11	㊦	①②④	3.22	(①那賀川流域 ②長安口ダム ④阿南市(平成13年))
43	徳島県那賀郡那賀町 (那賀郡木頭村)	12	㊦	①②④	3.23	(①那賀川流域 ②小見野々ダム ④阿南市(平成13年))
44	徳島県海部郡牟岐町	80	㊦	③	3.22	(出羽簡易水道)
45	徳島県海部郡美波町 (海部郡日和佐町)	13	㊦	②	3.21	(日和佐上水道)
46	徳島県海部郡海陽町 (海部郡海南町)	9	㊦	③	3.23	(大井簡易水道、海陽町上水道)
47	徳島県三好郡東みよし町 (三好郡三好町)	17	㊦	①③④	2.50	(①吉野川流域 ③東みよし町簡易水道 ④高松市・徳島市(平成13年))
48	愛媛県宇和島市 (北宇和郡津島町)	5	㊦	①	2.72	(四万十川～愛媛県境流域)
49	愛媛県宇和島市 (北宇和郡津島町)	5	㊦	①	2.72	(四万十川～愛媛県境流域)
50	愛媛県西条市 (西条市)	11	㊦	③	2.57	(中野簡易水道)
51	愛媛県伊予市 (伊予市)	6	㊦	①③④	2.18	(①重信川流域 ③伊予市上水道 ④松山市(平成13年))
52	愛媛県東温市 (温泉郡重信町)	8	㊦	①③④	2.18	(①重信川流域 ③北吉井及び横河原簡易水道 ④松山市(平成13年))
53	愛媛県上浮穴郡久万高原町 (上浮穴郡面河村)	11	㊦	①④	2.58	(①仁淀川 ④土佐市(平成13年))
54	愛媛県北宇和郡鬼北町 (北宇和郡日吉村)	34	㊦	①	2.73	(四万十川流域)
55	愛媛県北宇和郡鬼北町 (北宇和郡日吉村)	19	㊦	①	2.73	(四万十川流域)
56	愛媛県南宇和郡愛南町 (南宇和郡一本松町)	6	㊦	①③	2.77	(①四万十川～愛媛県境流域 ③一本松簡易水道)
57	高知県宿毛市	5	㊦	①③	3.22	(①四万十川～愛媛県境流域 ③石原飲供(小筑紫))
58	高知県吾川郡いの町 (土佐郡本川村)	10	㊦	①②④	3.74	(①吉野川流域 ②大橋ダム ④高松市・徳島市(平成13年))
59	高知県吾川郡いの町 (土佐郡本川村)	17	㊦	①②④	3.74	(①吉野川流域 ②大橋ダム ④高松市・徳島市(平成13年))
60	高知県高岡郡樽原町	11	㊦	①③	2.85	(①四万十川流域 ③六丁簡易水道)
61	高知県高岡郡四万十町 (幡多郡十和村)	6	㊦	①	3.62	(四万十川流域)
62	高知県高岡郡四万十町 (幡多郡十和村)	6	㊦	①	3.61	(四万十川流域)
63	高知県高岡郡四万十町 (幡多郡十和村)	17	㊦	①③	3.61	(①四万十川流域 ③宮下集落飲料水)
64	高知県高岡郡四万十町 (幡多郡十和村)	5	㊦	①③	3.62	(①四万十川流域 ③十川簡易水道)
65	高知県幡多郡黒潮町 (幡多郡大方町)	6	㊦	③	3.01	(町営上水道上川口取水施設)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。複数の基準に該当する場合は、主となる選定基準を記載。

㊦：無立木地 ①：散生地 ㊦：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：森林法第25条第1項の規定に基づき農林水産大臣が指定する重要流域 ②：ダム等の上流域 ③：水道施設等（設置予定を含む）の上流域

④：過去に濁水等が発生した市町村の上流域 —：重点化基準に該当しない

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、B/C≥1.00。